

# 「學制時代」に於ける女子教育の出發について

— 文部省年報を中心とした検討 —

秋 枝 蕭 子

所謂「學制時代」とは、明治五年の「學制」發布より同十二年の「教育令」公布に至る迄の数年間を指すのであるが、この時代こそ我が国に於て、始めて公の立場から女子教育が採上げられ、學校制度という社会的規模に於て推進された時期であつた。

もとより女子に対する教育は、之を広義に解すれば、人間の歴史と共に存在したとも云い得るのであつて、即ち女子に当該社會に通用する如き行儀作法等の慣習や、裁縫・料理等の生活技術等を教え込むことは、古くからそれ／＼の社會集團や家庭の年長者によつて行われて来たことであつた。然し乍ら、彼女等を個々の躰や稽古事の範圍から引出して、「學校」という社会的機關に於て組織的に教えること、特に知育を施すということは、正に劃期的な變貌であつた。幾千、幾百年の伝統を破るこの様な現象が何故に明治維新を契機として行われたのであろうか。そこには先進諸國に於て見られる様な、近代的女子教育の發生を必然ならしむる如き社會基盤、即ち社會構造自体の近代化が行われていたの

であらうか。極く簡単に云えば、先進諸國の場合には、多数の女子をその家庭から引出して社会的生産に参加せしめる様な近代資本主義的生産構造が十分に展開し、それらの新たに女子に提供された職場の体験を通して女子自らがその社会的自覚を高め、実力養成の必要を悟り、かくて教育要望の聲が女性自らの内部に於て湧き上つたのであつたが、その様な現象は我が國の女子教育に於て果して見られるであらうか。或は又、広く社會一般に於ける市民的自覚、即ち封建的諸束縛からの解放や自由平等等の基本的人權の獲得、更に社会的向上意欲等の新しい氣運が、女子をその長年の社会的家族的隸屬性と無知とから目醒ませるだけ十分に熟していたのであらうか。明治維新によつて出現した新しい社會が、右の如き近代的性格を備えて女性生體全体の近代化が進んでいたであつたなら、近代的女子教育の出現も、まことに当然の成行であつたと云えよう。だがもし、維新社會がその様な近代的構造に於て成立したのではなく、所謂「後進國」としての非近代性と、

先進国に追付かんとする開明性との諸矛盾を包蔵しつつ出現したものであつたなら、一見近代の容貌を呈して出発したところの我が国女子教育の眞の姿は一体如何なるものであつたのであろうか。又その性格や、その荷つた時代的作用乃至歴史の意味は何であつたのであろうか。

我が国女子教育の出發に關するこの様な課題については、從來殆ど本格的な研究がなされてない。一般に我が国に於ては女子のみの問題は輕視されがちであつて、特に學問の分野に於て一層その感が甚しく、僅かに家族制度問題とか、女子労働問題等の領域を除いては、女子に關する研究は殆どまともな採り上げ方をされて来なかつた。女子教育史研究に於ても同様であつて、一、二の外は單に表面的羅列的に女子教育の發展の跡を辿つたものか、個別の女学校沿革史乃至女子教育者伝記等があるに過ぎず、背景社会との構造的な把握は殆どなされて来なかつたと云えよう。

そこで本稿に於ては、試みに、背景社会とのからみ合いの視点から、我が国女子教育の發生の事情を探求しようと思ふのであるが、一つには未だ淺学の故に、又一つには限られた紙数の故に、詳細な考証をなし得ず、背景社会の構造的な分析及、女子の一般的な社会生態については必要な限り最少限度に言及するにとどめ、女子教育の実態に關しても、文部省年報（第一から第七迄）を中心として主に官公的女子教育の面に於てのみ之を検討してみたいと思ふ。（尚、女子教育の成立過程に於ける、より自主的運動として、私立系、殊にキリスト教關係女学校の果した役割は甚だ大きいと思われるが、今回は省略する。）

## 明治以前の女子教育

明治以前の社会に於ては、少数の例外を除いて女子は一般に無知文盲であつた。古く万葉時代の女性の素朴な言挙げや、王朝時代の紫女清女等の上流社会の選ばれた才媛はあつたにせよ、それは極く稀であつた。殊に鎌倉時代以降、所謂「封建制」が成立するにつれて、女子はその世襲財産維持の爲の世継生産の道具視されて、「家」及びその代表者たる男性に全く従屬せしめられ、ひたすら恭順と奉仕が要求されるに至つた。この傾向は、封建的身分關係がますます固定化された徳川幕府時代になつて一層顯著となり、社会の最下層を占める農民等と共に、非人間化された女子は、社会の重圧を最も強く受けたのであり、その重圧に対する抵抗を許さぬ無力化こそが最も重要な教育方策と見做されたのである。即ち、「百姓は分別もなく末の考もなきものに候故」（慶安御触書）（註）などときめつけて、その無知を利用して苛酷な封建的擄取が行われたのと同様に、女子に対しても亦「才無きは徳」と称して無学を奨励し、或は又「女は陰性也、陰は夜にて暗し、故に女は男に比るに愚にして云々」（女大学）等と頗る奇妙な論理を以て、女子を生来の愚鈍者と云い定めて、その心情を卑屈ならしめ、たゞ「能く堪えて物を恐慎む」べき事が求められた。この様な女性蔑視観は仏教の女人罪業思想や儒教の「三従」の教、又は「女人は養い難し」などと考へ方に根ざすと云われているが、むしろ、それは封建的家族制度の維持の爲に、この様な仏教及び儒教思想が巧みに利用されて、以て女の無力

化、従順化が押進められたと云うべきであろう。

かくて、女子には出来る限り外出を禁じて社会の実態を知らさず、封鎖された家の内部にあつてひたすら夫や長上に盲従し、且つ勤勞辛苦すべき心構えのみが教え込まれたのである(註2)。封建社会に於ける家庭の女子教育の為に特に編纂された女子用往来物は相等数存在したというが(註3)、それ等のうち最も屢々用いられたものは、女大学、女今川、女かぐみ、女誠、女考経、烈女伝等であつて、いづれも女子に自己を殺して親や夫に仕え、且つ家事に精勵すべきこと、即ち淑徳恭順精勤忍苦等の道徳律を細かに記した修身書であつた。

徳川時代も後期になると、女子に対する往来物にも多少変化が現われ、地理案内的書物や商売往来等の実用的な知育科目が出て来ているが、之は時代そのものの変化と無縁ではあり得ないと思われる。即ち、この頃になると、幕藩政治経済の不振窮乏、近世商工業及び貨幣経済の発達とそれに伴つた町人勢力の擡頭、また先進諸国の来航等が相俟つて、封建制の矛盾が深刻に露呈され、さらにそれは復古的国粹思想ともからみ合つて、社会の変革へと強い潮となつて流れていつたのであるが、この新しい世潮は従来抑圧されて来た庶民階層間に、未成熟とはいへ、或る程度の実力を漸増させ、やがて封建末期に於ける都市を中心とした庶民文化さえ展開するに至つたのである。かくて従来無知文盲に放置されて来た庶民を対象として読み・書き・算盤等の簡易な知育を行う寺小屋が輩出し、そこでは屢々女子に対しても門戸を解放したのであつた(註4)。

封建社会に於ては、庶民階層に於ける女子は却つて支配階層たる武家の女性より相対的自由を多く有したが、それは女子が世襲財産維持の爲の道具化される度合がより少く、又商工業の発達につれて男子と共に家業に従事し協力の実を挙げる機会も多く、かくて女子にも或る程度の実学を有用なものと思はれる場合があつたからである。尤も庶民女子の相対的自由を過大評価するのは極めて危険であつて、「家」の犠牲になつて人身売買の対象とされたり、又人間的な愛情が拒まれた爲の心中悲劇なども数多く、一般的に云えば庶民の女子もやはり己を殺して「家」に殉じ、忍従奉仕を強いられることが多く、民間の心学者等の「道話」中に於ても屢々右の如き犠牲奉仕の道徳が女に説かれていたのである(註5)。

### 明治維新——その啓蒙絶対制的性格

明治維新の原動力や性格については幾多の問題や異説があつて簡単に規定づけることは危険であるが、之を一種の絶対制の成立として把握することが、一応妥当な解釈であろうと思われる。そこには未成熟乍ら興隆しつゝある庶民勢力が見られたが、同時に根強い封建勢力の残存があつた。即ち維新政府の指導者はやはり旧支配階層たる公卿や武士に他ならず、たゞ政治の実権が、天皇制を看板として新に勢力を克ち得たところの倒幕派公卿や薩長土肥等の雄藩出身者等に移行したに過ぎなかつた。しかし歐洲先進諸国の絶対制に見られる様な封建勢力に比肩し得るまで擡頭しつゝあつた商工業勢力「ブルジョアジー」といつたものは、維新の

場合は未成長であり、従つて天皇絶対制の成立は、むしろ封建的諸勢力（公卿と武家、武家内部の各藩及び藩主階級と下士階級）の対立均衡の時点に存したとの見方まで成立する（註8）。茲に明治政府が、「御一新」に対する被支配階層の期待を裏切つて不徹底な改革に終り、やがて旧封建勢力と妥協せざるを得なくなつた根因があると思われる。

廃藩置県後も旧藩主は華族として宮廷貴族化するか、新県知事として返り咲き、一方、維新の変革に重要な役割を果たした下級武士団はその少数の者が維新政府の官僚乃至軍閥的登竜門をくゞり得たのみで、多くは不満の裡に取残された。他方一般庶民の間にあつては、幕末既にマヌファクチュアは可成り広範囲に発生していたと云われるが、未だ近代的ブルジョアジーにまで成熟せず、却つて前期的商業資本の範疇に入るべき特権的富商が新政府と結び付いて、その発言権を増大しつゝあつたに過ぎず、農民等に於ては、十分な自覚を欠き乍らも、幕末の数多の一揆や打壊しを通して實質的には変革を推進めたにも拘らず、維新後も依然として増大しつゝあつた軍事費の為に重い租税負担を荷せられ、且つ徴兵制の創設による兵役義務まで課せられて、相変らず社会の最下部で喘ぎ続けていたのである。

かくて維新は「封建制の再編成」とも称せられる如き「絶対制」の本質を包蔵していたが、他方、「後進国」としての焦りは、当時既に近代化を遂げていた英・米・仏等の諸国に追付くべく、近代国家的装備をも急がねばならなかつた。茲に啓蒙的要素を多分に摂取して、却つてそれにより絶対制を強化安定させる方

策が樹てられたのである。即ち中央集権的官僚機構の整備、近代軍隊及び警察の創設、近代的産業の奨励及びその官製的保護育成等の一連の政策実施と共に、更にかゝる富国強兵策の基盤として全国民の総力を啓発し、新政策へ結集することが必要とされた。この様な絶対制と表裏一体をなすべき国民の開明方針は、明治元年の五ヶ条の御誓文に既に明瞭に見られるところである。即ち、公議公論を興し、庶民を含めた全国民を發奮せしめて盛に経綸を行わせ、更に旧來の陋習を打破し、広く世界に新知識を求め、以て「大ニ皇基ヲ振起スベシ」と指示されたのである。右の趣旨は各藩に於ても奉体され、或は「国家ノ急務」（註9）として、或は「新ニ天朝ニ奉仕スル」（註8）為に人材教育が奨励され、更に「経世有用之学ヲ修メ……兵隊運用ノ道ヲ講」（註9）ずることを期して学校設立に努力が払われるに至つたのである。

### 「学制」制定前後の女子教育観

右の如き国民啓蒙政策は、明治五年八月に「学制」を制定して、全国的な学校体系を組織し、且つ初等教育を義務化することによつて最も有効に展開したのであるが、その中で特に一般庶民教育と共に女子教育に積極的な奨励がなされたことは注目すべきことであつた。即ち、「従来学校の設ありてより年を歴ること久しといへとも……学問は士人以上の事とし農工商及び婦女子に至つては之を度外におき学問の何物たるを弁せず……云々」（註10）と沿襲の弊を述べた上、「自今以後一般の人民華士族農工商婦女子必ず邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん事を期す」（註11）と特に「婦

「女子」の語を挿入して就学を促し、更に「幼童の子弟は男女の別なく小学に従事せしめざるものは其父兄の越度たるへき事」(註12)として女子の就学を男子と同様に義務付けているのである。

この様な施政者側自らの女子教育に対する積極性は、前時代に於ては想像さえし得ぬところであつたが、かゝる新政府の態度は、「学制」発布に先立つて、同年六月、その着手順序につき太政官より指示された文中に於て一層明瞭に表現されている。即ち特に「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事」という一項目を設け、且つそれを敷衍して「人間ノ道男女ノ差アル事ナシ男子已ニ有学女子学ヲ事ナカル不可且人子学問ノ端緒ヲ開キ其以テ物理ヲ弁フルユエンノモノ母親教育ノ力多キニ居ル：今日ノ女子後日ノ人ノ母ナリ女子ノ学ヒサル可ラサル義誠ニ大イナリトス故ニ小学ノ教ヲ敷キ従来女子不学ノ弊ヲ洗ヒ之ヲ学ハシムル事務テ男子ト並行セシメンヲ期ス是小学ヲ興スニ就テ第一義トス」(註13)と述べている。

この様な趣旨は各府県に於ても奉じられて就学告諭が出されたが、中でも山梨、茨城、島根、佐賀等の県では特に女子の就学を、将来の家運繁栄ひいては国運の隆盛に結び付けて奨励したり、或は将来の嫁入条件にも学の有ることが重んじられるなどまで申して促しているのである(註14)。

「学制」に指示された以上の如き女子教育振興方針は、実は既に前年頃より具体的に表れて来ていたのである。即ち明治四年十月、天皇は華族の当主に対する奨学の勅語中で女学の制度の未成立を指摘し、今後海外赴任者は妻又は姉妹を同行して先進諸外国

の女学の実情を知らせる様にと奨められた(註15)。同年十二月には始めて官立東京女学校設置の運びとなり、その趣旨布達書中にも「人々其家業ヲ昌ンニシ是ヲ能ク保ツ所以ノ者ハ男女ヲ論セス各其職分ヲ知ルニヨリ今男子ノ学校ハ設アレトモ女子ノ教ハ未タ備ラス今般西洋ノ女教師ヲ雇ヒ共立ノ女学校相開キ華族ヨリ平民ニ至ル迄受業料ヲ出シ候ヘハ入校差許候間：云々」(註16)と述べられた。更に北海道長官黒田清隆は先に米国に渡り、彼地の女子教育の発達に感銘し、帰国後、四年十月文を奏上して、女学設置の要を説き、更に女子の海外留学さえ建言した。(註17)この意見が容れられて四年十一月、当時数え年八才の津田梅子を含めた五少女(註18)が始めてアメリカに留学させられ、又翌年九月には開拓使学校内に女学校が併置されて、将来開拓者の有能な妻となるべき女子を養成せんとしたのである。右の黒田清隆の女子教育開発意見は、当時在米中の森有礼等の開明思想とも通じるものであつたが、明治六年森の推薦によつて招聘されたと見られる文部省学監 David Murray は更に、穩健ながらも将来のよき母及び女教師養成を目指して女子教育振興の急務なることを説いたのである(註19)。明治七年設立された官立東京女子師範学校は、このMurrayの建策に基づいて文部少輔田中不二麿が建議したものが実現したのである。この様な一連の施政者筋の女子啓蒙政策と共に、民間にあつても、欧米思想を身につけた福沢諭吉等の自由民権的考が、女子啓蒙にも多大の影響力を与えた。即ち「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」の有名な句で始まる「学問のすゝめ」は広く有識者に読まれたが、既述の東京女学校もその開設と

共に早速教科書として之を採上げた程であつた。(註20)

### 女子教育実施の実態

以上、施政者側に於て熱心に奨励された女子教育は、実際にはどの様に実施されていたのであろうか。之を「学制時代」七期間に発行されたところの公式な学事報告書たる文部省第一年報から第七年報に亘つて検討してみることにする(註21)。

先づ「学制」制定に際して、「第一義トス」とまで重要視された「小学」に於ける女子教育の実態から見ても、「学制」によつて明確に男女の別なく小学の義務制が定められたが、実際の就学数は第一表の通りである。之によると男女共就学実数は学齢数より遙かに少いが、殊に女子にあつては、明治六年の就学は約一三%余りに過ぎず、学制時代最後の十二年に於てすら約二三%余りで1/4にも達していない。女子に比して男子は六年に於て約四〇%、十二年では約六〇%であり、大体女子は男子の1/3位しか就学していない。この女子の就学不振については、各年報に於ても屢々多くの府県学事報告中に採上げられているが、(註22)その原因については、一つには旧来の陋習により「学問」或は「教育」の眞価が世人一般に理解されず(註23)、殊に女子に対してはその傾向が強かつたこと、他には新学則が保守的な人々に容れられなかつたことなどが考えられる(註24)。即ち或は男女同学を嫌い、或は裁縫等の女学科がないことが不満とされ、又、年長女子は退学しがちであり(註25)、更に一方貧困家庭では女兒を子守等に使役する為に不就学者が多くなつたのである(註26)。

そこで、民情に合うべ

く、男女別学にして独立の女子小学(或は之を当時女学校と称している)を設立したり、席別を実施したり、或は女兒に裁縫科を課するなどの傾向が明治七、八年頃から漸次出て来ている。この事は当時の世情から見れば、頗る当然のこととも見られるが、同時にこの傾向は「学制」に於ける「人間ノ道男女ノ差アル事ナシ」の精神を早くも後退させ、旧来の男女差別待遇の風潮を再び有力に擡頭させることともなつたのである。即ち嘗て「学制」の趣旨を奉じて大いに女学振興の旗を振つた山梨県に於て、明治十年には男女別の昇降口を設けること、又運動場にも柵を設けて男女を區別すべきことが学校建築

(第1表) 小学就学男女数比較

		第一年報 (六年)	第二年報 (七年)	第三年報 (八年)	第四年報 (九年)	第五年報 (十年)	第六年報 (十一年)	第七年報 (十二年)
学令数 (滿6~14才)	男	2,206,125	2,563,700	2,691,105	2,692,884	2,728,267	2,751,384	2,799,764
	女	1,999,216	2,359,571	2,476,562	2,467,734	2,523,540	2,530,343	2,571,669
就学数	公立	男 879,170 女 266,630	1,297,240	1,377,591 426,438	1,493,583 501,887	1,552,410 543,768	1,631,336 577,347	1,673,872 570,670
	私立	男 266,630 女	417,528	84,468 37,629	47,258 25,073	42,332 24,452	39,940 24,601	43,550 26,978

法として定められたのであり(註27)、翌十一年には文部省自らが小学校の運動場を男女別にすることを「佳」としているのである(註28)。又学科内容についても、単に女兒に裁縫科を新たに課するのみでなく、上等小学に於ける学科目は男女間にかんりの差異が設けられた。例えば九年の東京府小学教則に於ては、男子に教えられる万国地理、万国史、小学化学、証券公用文及び記事論説文、級数方級数対数、(兵要地理)等は女子には除かれ、代りに儉約訓、小児養育談、書簡文、裁縫等の家庭科が課されることに改められたが(註29)、同様な措置は屢々他県でもなされた。(註30)更に旧来の婦徳涵養の為の積極的な措置が十年前後に現れて来ている。即ち「婦女ハ男子ト異リ別テ形容ノ修整ヲ貴ヘハ日常坐作進退応対等ノ節ノ如キモ併セテ学習セシムヘシ」(新潟県女学概則)(註31)「総テ生徒ハ品行ヲ正ウシ女徳ノ従順ヲ主トス」(静岡県女学校校則凡則)(註32)、「(男児ト)女兒トハ自ラ其性質ヲ異ニシ事業モ亦同シカラス……一校ヲ設ケテ専ラ女子ヲ教育スルニアラサレハ婦徳ヲ養成シ女工ヲ習熟スルアタハサルモノアリ」(宮城県学事報告)(註33)、「下等小学教則ハ男女同一ナリト雖女子ハ温和婉順ヲ旨トシ自ラ男子ト分別スル所アルヲ以テ……」(岩手県学事報告)(註34)等、男子と異なる婦徳が要求され、又、前時代に用いられた女大学や烈女伝等の封建的修身書が再び女子用教科書として用いられた(註35)。文部省自らも第六年報に於て「従来各地方ニ行ハルル所ノ教科ハ多ク開智上ニ傾向シテ修身ノ一科ハ甚タ完全ナラサルヲ覺ユ又女子ニ礼法等ヲ教フル如キニ至テハ僅ニ一二地方アルニ過キサルハ尤遺憾トスル所ナリ」と述べているのである。

ところで、この様に次第に保守性を露呈して行つた女子教育ではあるが、部分的には新学制の下に協力を示したり、又は女子の有能性を發揮したりした場合も幾つか報告されている。即ち静岡県下僻地の老母が二十年余り自力勤勞して積立た金六円を学校費用として全部寄附した美談や(註36)、長崎県下島原に於て「女生徒……算術ニ達シタルハ管内男生ノ及ハサル処」(註37)又堺県に於て「五級以上ノ生徒ハ皆和洋両式ノ算術ヲ習ヒ……算術ハ女子中ニ於テ尤伶俐ナルモノヲ視タリ……」(註38)等が報告されている。その他、督学官巡視に際して島根、鳥取、都城(宮崎)(以上第三年報)、石川(第四年報)の各県に於ける女子教育の隆盛が高く評価されている。

さて、以上の如く曲りなりにも緒に着いた処の小学校に於いては、女教師の状態はどの様であつたであらうか。第二表に見られる通り、女教師数は驚くべく少い。六年に於ては

(第2表) 小学教員数男女比較

		第一年報	第二年報	第三年報	第四年報	第五年報	第六年報	第七年報
公立	男女	男 25,221	36,204	40,511 538	49,294 983	56,658 1,275	62,136 1,669	67,025 2,018
	男女	女 311	662	3,196 256	1,720 265	1,609 283	1,511 296	1,671 332
私立	男女							

(第3表) 男女師範学校比較 (括弧内は中学師範科)

		第一年報 (六年)	第二年報 (七年)	第三年報 (八年)	第四年報 (九年)	第五年報 (十年)	第六年報 (十一年)	第七年報 (十二年)
学 校 数	官立 男女	3 0 0	7 0 0	7 0 1	7 0 1 (1)	4 0 1 (1)	1 0 1 (1)	1 0 1 (1)
	公立 男女	?	42 5 0	76 6 1	87 5 3 (1)	74 12 5 (1)	75 14 11 (2)	61 8 14 (4)
生 徒 数	官立 男女	97 0	588 0	785 74	845 163 (56)	422 347 (55)	79 360 (67)	(小中共) 69 132
	公立 男女	?	4,410 74	6,804 33	7,507 300 (101)	6,800 380 (122)	6,658 617 (183)	(小中共) 5,873 (小中共) 652
教 員 数	官立 男女	?	57 0	56 5	75 6 (6)	49 9 (10)	24 9 (9)	(小中共) 26 7
	公立 男女	?	235 0	527 0	615 13 (22)	717 15 (15)	689 24 (15)	(小中共) 618 (小中共) 42

男子の僅か一・二%、最後の十二年に於てすら約1/30に過ぎない。もとより女子を無学文盲に放置した宿弊の結果であり、それ故にこそ、当局も以後女教師養成には比較的熱意を示すのである。

第三表は男女師範学校の比較であるが、表だけから判断すれば、女子師範は頗る低調である。然し、後述の他の中等教育機関、即ち中学校、又は外国語学校群に比べれば、まだよいのである。十二年に於ける官公立合せた師範学校数比は女子の学び得るものは男子校の約1/3、生徒数は女子は男子の約1/8、教員比は男子の約1/13にである。

さて、官立東京女子師範学校が設立されたのは明治七年であるが、実際に開校されたのは翌八年十一月であった。既述の如く、それは学監モルレーの建築及び田中不二麿の建議によるものであったが、時の皇后もその設立を嘉賞して五千円の内庫金を下賜され(註39)、更にその開校式にも行啓されて女学培養を期待する御言葉を下さり(註40)、又翌九年には、かの有名な「みかかすは玉もかかみもなにかせん学ひの道もかくこそ有けれ」の御歌も賜る(註41)ほどの熱意を示されたのであった。本校はその入学心得によれば、大体年齢十四才以上、二十才未満の女子を、習字及び近易な書の講読を試験した上入学させたが、その修業年期は五年であり、教授学科は文法(文法、作文、習字)、地理、史学、数学(算術、代数、幾何初歩)、物理学、博物学(動植物大意、金石大意)、生物学大意、化学、修身学、経済学大意、記簿法、画学初歩、手芸、唱歌、授業法(小学教科)附教育論旨、附属小学実地授業及び体操であつた(註42)。以来、本校は我が国に於ける官製女子教育



の模範となり、殊に明治十年、官立東京女学校の廃止後は文字通り女子教育の第一人者となつたのである。

ところで「学制」制定に伴つて急増した教師需要に対しては、官立師範のみでなく、各府県でも、それ／＼公立師範学校、あるいは速成法として小学講習所又は教員伝習所等を設けて教師養成に努めたのである。之等の中には女子にも門戸を開放するものがあり、明治七年既に東京、千葉、栃木、大阪、奈良の五府県で若干の女子が入学していた(註43)。最初の公立女子師範は明治八年金沢に設立された石川県女子師範であつたが、翌九年には富山及び岡山にも新設され、以後は次々に各府県に於ても女子師範設立が押進められたのである。一般に公立師範はその程度も雑多であつて修業年限も長くは五年、短ければ僅か一ヶ月という速成科さえあつたのであるが(註44)、女子師範の場合は概ね二年乃至三年であつた。尤も中には高松女子師範の如き実質的にはやゝ高度な女子小学に過ぎず、卒業後も教職従事が期しがたく(註45)、間もなく廃止になつたものもあり(註46)、他には一般普通の女学科(上等小学位)よりも高度のものもあつた。(註47)、ただ同一県内の正規男子師範科に比べると、やや低かつた模様である(註48)。

女子に対する中等教育機関が未だ殆ど成立していなかつた当時にあつては、本来は女教師養成という国家乃至社会的目的を以て設置された筈の之等女子師範学校には、前記高松女師の場合の如く、将来の教師を望まずに、個人的教養習得の為に入学した者もあつたと云われるが(註49)、社会一般に於ては尙、女学に対する懷疑や逡巡が強く、為に明治十年、東京府師範学校に於て女子師範

(第4表) 男女中学校比較

			第一年報 (六年)	第二年報 (七年)	第三年報 (八年)	第四年報 (九年)	第五年報 (十年)	第六年報 (十一年)	第七年報 (十二年)
学 校 数	公立	校数 男女	3	9 2 0	9 1 0	15 3 0	28 3 0	53 12 0	89 15 3
	私立	校数 男女	17	19 2 0	80 37 0	101 80 2	213 136 9	310 195 9	437 228 12
生徒数	公立	男女	男女 1,747 20	1,409 4	1,052 2	2,025 10	3,079 * ? 192	4,437 57	7,478 308
	私立	男女		1,716 24	4,385 181	8,515 1,020	16,331 920	22,813 1,711	29,803 2,440
教員数	公立	男女	男女 125 0	89 0	78 0	111 0	187 0	381 1	552 9
	私立	男女		85 0	184 3	298 12	700 23	892 27	1,139 43

\* 第五年報に於ける公立中学女生徒数は不確実、沼津、高松、大阪一中に於ける女生徒数16名に、別に滋賀縣学事報告中にあつた176名を加えたもの。

(第5表) 男女外國語学校比較

			第一年報	第二年報	第三年報	第四年報	第五年報	第六年報	第七年報
学 校 数	官立	男女校 // //	19	8 1	8 1	8 1	2 0	2 0	程度に應じて中学又は専門学校欄に算入
	公立	男女 // //		7 0 1	6 1 1	4 0 2	3 0 2	4 0 2	
	私立	男女 // //		40 34 0	50 36 0	51 24 2	17 2 2	18 4 4	
生 徒 数	官立	男女	749 38	1,428 78	2,053 127	2,156 152	534 0	592 0	
	公立	男女	男 1,734 女 186	643 95	568 77	290 62	285 63	329 40	
	私立	男女		4,159 235	3,771 169	3,379 253	583 57	737 131	
教 員 数	官立	男女	?	54 6	135 8	139 10	53 0	54 0	
	公立	男女		39 0	35 1	5 2	13 2	12 2	
	私立	男女		169 2	225 7	280 6	37 4	37 6	

生を募集した際は応募数少く、ついに知事の許可を得て三度も期日を延期したほどであった。(註50)

では次に中等教育機関として中学校及び外国語学校方面に於ける女子教育の実態を簡単にまとめて見よう。

第四、第五表はそれ／＼中学校及び外国語学校に於ける男女数の比較であるが、実際はこれら二種の学校の区別は明確でなく(註51)、外国語学校も変則中学と見做される場合もある。従つて各文部省年報より抽出した右の統計数字は厳密性を欠くのではあるが、一応の概数として之等を検討することにする。先ず気付くことは、中等教育に於ける女子の存在は、男子に比す時、非常に少い。しかもその殆どが私立校であつて、官公立に於てはますますすわびしい。即ち公立中学に於ては、女子数の最も増加した十二年に於ても男子の約1/25であり、官公立外国語学校にあつては女子数が最も多い九年に於て、男子の1/10以下である。教員数に於ては約1/40乃至1/50であつて全く比較にならない。私立校に於ては男女差は少し縮まるが、それでも生徒数比に於て1/10以下の年が多い。又、女子教員数も官公立の場合同様、問題にならぬ少数である。小学に於てすら女子の就学不振が一般的であつた当時としては、中等課程に女子が進学することが稀であつたのは当然であつたかもしれない。むしろ、女子専用の中等学校が殆ど設立されて居らぬ時、敢えて男子を主とする学校に入学した少数の先覚女子の意気を壮とすべきであらう。例えば、第二年報に於て女子を入学させた公立中学校は修猷館(福岡)(註52)、若松学校(会津若松)の二校であるが、前者には男子一二一名中唯一名、

後者には九一名の男子中三名の女生徒が報告されている。その他、私立の中学又は外国語学校に於ても、多数の男生徒に混つて一、二名の女子が学んでいた例が多く報告されている。

茲で問題になるのは女子の中等教育に対する当局自身の態度である。「学制」時代を通じて女子に門戸を開放した官公立中等学校は極めて少い。又唯一の官立女学校として嘗て当局自身が非常な抱負を持つて(註53)開設した筈の東京女学校を、しかも年々入学女子も増加の一途を辿つていくというのに、明治十年二月には、たゞ「経費節減」の理由で廃してしまつたのである。女子に対する教養としてはまだ高度なものが必要でなく、せい／＼上等小学にて十分であるという考え方が施政者側に窺えるのである(註54)。

中等教育程度に於て既に右の如く冷淡であつた当局としては当然女子の爲の高等教育は考慮外であつた。即ち「学制時代」を通じて官公立大学専門学校は合計三一校設立されていたが、女子に門戸を開いたものは皆無であつた。たゞ私立専門学校に於ては明治十年頃から女子をも入学させるものがあつたが(註55)、当時の専門学校とは単に一科目以上の専門科目を教授するというだけであつて、事実多くは一人の教師が英語、或は数学、又は医学とか絵画とかの一科目を教える私塾に過ぎないものが多く、今日いうところの高等専門教育の範疇には入らないのである。

尙、当時の女子教育中特殊なものとして「女紅場」と称せられた学校がある。本来、之等は当時の所謂「女紅」女工」即ち裁縫、機織、手芸等を作業させる工業施設の事であつたが、中には女紅の他に同時に簡易な読み書き或は和洋算術等をも兼ね教える

(第6表) 文部省直轄学校(官立)に対する補助金支給額比較

		第一年報 六年一月 ~十二月	第二年報 七年一月 ~十二月	第三年報 八年一月 ~九月六月	第四年報 九年七月 ~十年六月	第五年報 十年七月 ~十一年六月	第六年報 十一年七月 ~十二月	第七年報 十二年一月 ~十二月
男子校	総額	193,618円 69銭6厘	517,549円 洋銀 61.5 47,293\$12	926,543円 洋 61.2 35,037\$48	613,883円 洋 41.7 5,998\$11	460,746円 洋 96.3 2,121\$70	136,754円 25.7	459,471円 76.5
	学校数	専門(4) 外語(3) 師範(3)	専(3) 外(7) 師(7)	専(2) 外(8) 師(7)	専(2) 外(8) 師(7)	大学(2) 外(2) 師(4)	大(2) 外(2) 師(1)	大(2) 外(2) 師(1)
女子校	総額	1,761円62	4,420円80	44,392円 63.0	24,831円 63.4	26,226円 79.5 洋 17\$12	10,862円 73.8	20,822円 87.9
	学校数	外語(1)	外(1)	外(1) 師(1)	外(1) 師(1)	師(1)	師(1)	師(1)

場合があつた。詳述する余裕はないが、之等の女紅場は京都、大阪等の関西一円に多く存在しその内容・程度も種々様々であつた。その濫觴と称せられるものは明治五年京都府によつて英人イヴァンス夫人を傭つて開かれたもので、裁縫、機織、袋物、押絵、養蚕等の女紅の他、英語、読書、和洋算術等が教授された(註56)。之は後に京都府立女学校となつたものであるが、その他、芸妓の教養向上の爲に女紅場が設けられた場合もあり、「花街アレハ必ス此学校ヲ置ケリ」と報告されている(註57)。

最後に、経済的側面

から、政府当局が女子教育に対して実際は如何なる態度をとつていたかを瞥見してみよう。

第六表は文部省直轄学校に対して政府が支給した補助金を男女別に総額の比較をしたものである。一目瞭然、女子校の為に支出された金額は男子校用に比して全く少い。明治六年度に於ては一%にすら達していないし、最も多く女子用に支出した八年度(九年六月迄)に於てすら1/20以下である。もとより該当する学校数が異なるから、一校宛の平均比はそれほど差が出る訳ではないが、とにかく女子教育奨励の為に当局が払った経済的援助は男子のそれに対してお話にならぬ程僅かであつたことだけは明瞭である。「学制」発布に際して「人間ノ道男女ノ差アル事ナシ男子已ニ有学女子学ヲ事ナル不可」とまでうたつた当局が若しその

第五年報	第六年報	第七年報
341 26 10 43,866円70.9	412 28 7 18,841円71.1	
113(中55) 10(中9) 35,957円08.2	79(中67) 19(小共) 16,980円03.2	69(小中) 16(小中) 32,110円04.6
347 21 26,226円79.5	360 23 10,862円73.8	132 17 20,822円87.9

言質に忠実

であつたら、已に学の設ある男子の為に、これまで、これまでに学が無かつた女子を男子に追付かせる為にこそ、より大きな努力

と実際の裏付を配慮すべきであつたらうが、実際には却つてます男女の学力差を拡大する如き措置をとつていたのである。かかる差別待遇は、次の第七表に見られる如く、同種の学校に於て、より明瞭にならう。

即ち外語系に於ては東京女学校は男子の東京外語に比し生徒数では約1/3、教員数では約1/4であるが、補助金面では約1/9乃至1/20位しか支給されていない。(東京外語は六年八月創始された為、第一年報に於ける比較は除く。)師範系に於ては補助金額は女師は男師の約2/3(九年度は1/2以下)であつて、一見大差はない様に見えるが、九年度以降、生徒、教員数に於て女師は男師より多く、十年度は生徒数約三倍、十一年度は四倍以上であることを勘考すれば、補助金差はやはり実質的には非常に開きがあるのである。

以上の如き経済面から見た男女教育の差別は、師範生徒に支給される給費額にも同様現れる。即ち東京府師範学校に於て、男子公費生には月額四円のところ、女子生には二円しか支給されず、然も卒業後の義務年限は男子三ケ年、女子は二ケ年であつた(註58)。又茨城県師範に於ては、男生月額四円、卒業後の義務年限四ケ年に対し、女生徒には月一円五十銭しか支給しない上、卒業後は三ケ年の義務を負わせていたのである(註59)。かくて、当局はその言葉とは逆に、自ら男女差を厳然とつくつていたのである。

## 結 語

以上、明治初期、所謂「学制時代」に於ける我が国女子教育の

(第7表) 官立男女校(同種のもの)比較

					第一年報	第二年報	第三年報	第四年報
外國語 学校	東京 外語 女 学校	生 教 員	徒 員 助	数 人 金	542 17 15 3,712円02.7	423 17 10 83,019円62.4 洋2,411\$ 27	371 23 13 87,445円40.8 洋 1,153\$ 33	528 28 10 54,957円19.5
		東 女 教 員	徒 員 助	数 人 金	38 6 1 1,761円62	78 6 1 4,420円80	127 8 2 10,393円00.1	152 8 2 4,948円63.4
師 範 校	東 女 師	生 教 員	徒 員 助	数 人 金	20,513円39.1	101 10 30,401円68	121 10 51,404円53.7	131(中56) 10(中 5) 44,339円33.3
		東 女 教 員	徒 員 助	数 人 金			74 7 33,999円62.9	163 11 19,883円00

(註) 補助金額は第6表財政年度による

出發の事情を簡単に探り、且つその実態を主に官公立諸学校について文部省年報を参照して検討してみたのであるが、茲に端なくも、「学制」制定に際しての当局の宣言と、実施された女子教育の実態間には甚だしい矛盾があることが判明した。もとより教育事業の改

革は一朝一夕にその成果が期されるものではなく、目指さるべき理想と現実の間にはギャップがあるのが普通であろう。しかし同時に理想を単なる空想や夢に消滅させて了わぬ為には、その現実のギャップが如何なる点に由来するのか、又諸矛盾の意味するものは何であるのかを冷徹に究める必要がある。

「学制時代」の女子教育についての第一の矛盾は男女差別についてである。繰返すが、「学制」発布に際して特に注意された点、即ち「一般ノ女子男子ト均シク教育ヲ被ラシムヘキ事」「人間ノ道男女ノ差アル事ナシ」等の理想は、下は小学より上は高等教育に至る迄いに実現されなかつた。それは単に数の上に於て大きな男女差が存したというばかりでなく、質的にそうであつたのである。施政者当局が女子教育について考へたのは、主に「小学」であつて、中等教育以上は、女教師養成の点を除いては、殆ど女子に必要でないと考へたのである。唯一の官立東京女学校も、その創設の始めは「尋常小学科ニ英語学ヲ加ヘ」(註60)た程度と報告されて居り、之が次第に志願者を増して充実しかけるや廃校してしまつたのは既述の通りである。小学課程に於てすら、上等小学に進むにつれて、学科目内容に差別が生じ、万国史、万国地理等の「智識ヲ世界ニ求メ」る発展的面は男子のみに与えて、女子には儉約訓とか治家学、更に女大学、烈女伝等、昔乍らの「家」のワク内に身を縮めて恭順し、勤儉節約すべき心構えが教えられたのである。又、師範生に対する給与と義務の関係の点で窺える如く、女子には与える方は少く、義務の方だけは過大であるなど、封建時代、犠牲奉仕を女子に強制したのに通じる措置であつた。

まこと、「人間ノ道男女ノ差ナシ」とうたつたのは、単なるジェスチュアか、錯覚か、或は又故意の偽言であつたのか。私はこれこそ、正に啓蒙的絶対制として成立した明治維新の偽らざる姿であり、その構造自体に内蔵されたところの必然的矛盾であろうと思ふのである。即ち、本質的には保守的性格を有し乍ら、しかも後進国として先進諸国に追付かん為には開明的扮装を採らざるを得なかつたのである。もとより開明思想を表明した人々の中には心底それを希念した者もあつたであろう。しかしその様な個人としての善意や進歩性は、社会の啓蒙的役割を部分的にはなし得たであろうが、しかし大勢を動かすだけには十分ではなかつたのであり、むしろ、維新初期の混乱が次第に落着き、絶対政権が固着するにつれて、つまり明治十年前後には反対勢力は武力鎮圧され、絶対制の本質はますます固められたと見られるのである。

次に右の絶対制とのからみあいについてよく理解されるものは、個人的な一般教養に重点が置かれる中学校や外国語学校系統に於ける女子教育が冷淡視されて、教師養成の女子師範がより優遇されたという点である。それは女子の啓蒙も、彼女等個人の幸福の為というより、国家的目的に利用されたという要素が強いと思われるのである。つまり国利民福、富国強兵的国家思想を広く国民一般に浸透させるには、マス・エジュケーションのルートこそ重大であつて、かくて、国策に沿つた教師の養成が重視されたのは当然であろう。従つて、一般教養的な東京女学校より女子師範に支給された補助金は遙かに大であつたし、又明治十年「経費節減」の必要から直轄学校の整理が考慮された時、真先に廃されたのは、

は、従来最も僅かな経費しか使用していなかつた東京女学校であつたのである。又既述の如く、高松女子師範が廃止になつたのも之が一般教養的な女学校化した為であつた。即ち女子教育の奨励も、つまるところは絶対制補強の為の国策を荷わせる線に於てのみなされたものと云い得るであろう(註61)。故に地方に於て女子教育が最も盛であつたと報告(註62)されている石川県は公立女子師範が最初に創設された処であり、然も茲は私学に対する教育行政に於て「圧制ニ近キカ如シ」(註63)と評されているのも、教育に於ける絶対制の性格を如実に物語るものと云えよう。

最後に女子自体の態度について触れたいと思う。女子教育の不振は、施政者側の責任もさること乍ら、女子側の無自覚、無気力も深く関係したのである。屢々云われる様に、これまで長く封建的重圧の下に徹底的に萎縮し無力化されていた女子であつてみれば、当時としては当然でもあろう。維新政府は一面に於て封建的身分制度を緩和したが、他面、家長権を強化したのであり、女子の法的乃至社会的地位は決して高くはならなかつたのである。又生産面に於ても、未だ近代的産業は未発達であつて女子がこの方面に多量進出して、実力を身につけ、自らの力で発言するといった状態には到底なつていかなかつた。つまり当時、女子側の内的な近代化は殆ど行われていかなかつたのである。従つて女子教育の必要に対しても、それは施政者側、即ち上からの掛声か、或は(本稿では採上げる余裕をもたなかつたが)先進諸国のミシヨナリー等による外からの側面的啓蒙運動に過ぎなかつたのである。彼女等自身は、例外的少数を除いては、概ね「学ノ何物タルヲ弁

へズ」教育が彼女達の近代的向上に対して如何なる意味を有するか等については一向自覚していなかつた者が多かつたのである。かくて、自ら近代化の意欲を有さない処に、眞の近代化が実現する訳はなかつたのである。「学制」と共に出発した女子教育が、一見、近代的容貌を帯び乍ら、実質的にはそうでなかつたことの責任の一端は女性自らも負うべきものであつたと思われる。

「学制時代」ともかくも女子に対して社会的スケールに於ける教育が発達したということは、前時代に比しては刮目すべき現象であり、将来の進歩と希望に道を拓いた点、その意義も少しとはしないのであるが、それは厳密な意味では決して近代的とは云えず、上、又は側面から与えられたものであつて、女子自らの内的自覚によつて闘いとつたものではなかつたということは、その後我が国の女子教育の不振や無気力及び他への依頼性とか模倣性と云つたものの根深い因となり、今日尙その禍根を残していると思われるのである。

(註1) 「徳川禁令考」第五卷

(註2) 「(女は)朝早く起き夜は遅く寝ね、晝は寝ずして家の内のことに心を用ひ、織縫績緝怠るべからず。……宮寺杯都て人の多く集る所へ四十歳より内は余り行くべからず。……夫の許さざるには何方へも行くべからず。……嫁して後は我親の家に行くことも稀なるべし」「惣じて婦人の道は人に従ふに有り。……夫の教訓有らば其仰を叛くべからず。……夫若し腹立怒る時は恐れて順ふべし。……女は夫を以て天とす、

返々も夫に従ひて天の罰を受くべからず。」「……若し婦の命あらば慎み行ひて背くべからず。万のこと舅姑に問ふて其教に任べし。」(以上何れも「女大学」)

(註3) 石川謙博士の「女子用往來物分類目録」によれば江戸時代より明治初年頃迄に出た女子用往來物は総数一、一〇九であり、内、教訓科(修身)三七七、消息科(習字、作文の手本類)二〇七、社会科(風習、行事、常識等)一三六、地理書三二三、実業一三、それらの合本五三と分類されている。

(註4) 前掲書及び同博士著「近世庶民教育史」に於て寺小屋総数一、三八一六校中、男女共通学したもの八、六三六校、通学児童総数七四〇、八九二名中、女兒数一四八、一三八名と算されている。

(註5) 中沢道二、柴田鳩翁等の道話集(各岩波文庫、石川謙校訂本)や手島堵庵心学集(同、白石正邦編)等を見ると、屢屢「三従の道」その他女の犠牲奉仕の道徳が説かれている。

(註6) 遠山茂樹「明治維新」(岩波全書)二三一頁

(註7) 明治二年九月新発田藩達文中に「人材教育ノ義ハ國家ノ急務ニ付……此度朝廷御政教一新之御旨趣奉承更ニ学政振張大小学寮取建候以下略」(日本教育史資料書、第五輯四六頁)

(註8・9) 明治二年 福井藩達文中「新ニ天朝ニ奉仕スルノ折柄ニ候得ハ各其智識ヲ括メ其才徳ヲ達セシメ以テ王事ニ供スルハ即朝廷ニ奉スル所以ナリ是ニ因テ文武普通ノ科目ヲ確定シ文ハ以テ誦読書数ノ業ニ就キ経世有用之学ヲ修メ武ハ以テ撃劔体操ノ法ヲ習ヒ兵隊運用ノ道ヲ講シ……以下略」(前掲

書、四七頁)

(註10・11・12) 明治五年七月「学制」公布に先立つて太政官より出された布告第二百十四号、所謂「仰出書」中の言葉(前掲書六三―四頁)

(註13) 前掲書一三八頁(傍点は筆者)

(註14) 明治六年十月山梨縣就学告諭の一節「……今日の形勢を以て編れば五年十年の後は何様にか世の道は開け行ならん其時に至らば婦を娶らんとする人は徒に顔貌遊藝に俊れたるをば覓めじ必ず学校盛んの近傍に於て尋ねるならん富める家の女なりとて物学びに疎ければ縁遠くして……貧き者の女なりとも教をうけて行ひ修らば必ず良き婿取するを得べしされば学ぶとまなばざるとによりて眼前に幸を得ると失ふとあり教を受けたる女子は啻に眼前の幸を見るのみならず夫の業を助けて内の事を治め年々に身代は榮えゆき其兒其女を善くをしへ育つるの道を弁へたれば……世の文明を進め國の富強を助けて遂に皇威の海外に輝かん時を期するを肝要とす。」(前掲書一〇〇頁)

明治七年五月島根縣就学告諭の一部「凡ソ女子ハ成長ノ後人ノ嫁婦トナリ而モ一家ノ内相タリ……女子ニシテ教育ノ道アルハ他日吾子ノ模範タル不俟言……以下略」(前掲書一〇一頁)

明治八年十一月茨城縣就学告諭の一部「……將來人智の開明富國ノ大本母氏ノ丹誠ニ基ス是以テ女兒教育ノ義ハ素ヨリ輕忽ス可ラサル要務ニ付学制頒布小学普及ノ際専ラ女兒就学

ヲ獎勵スル……以下略」(前掲書一〇二頁)

明治六年五月佐賀縣就学告諭中の一節「此度御確定の學問の仕方と言ふは旧來の仕方とは大なる違ひにて男女四民の別なく……各その知識を充實せしむべき教則を御立相成たる上は家業を失ふの憂なきは勿論學問さへ成就せば立身出世は身につきたる者にて……以下略」(前掲書一一一頁)

(註15) 「我邦女學ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ関シ實ニ切緊ノ事ナレハ今海外ニ赴ク者妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル固ヨリ可ナルコトニテ外國所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ」(櫻井役著「女子教育史」一四頁)

(註16) 前掲書一四頁、日本教育史資料書、第五輯、六二頁、東京女子高等師範學校六十年史、四八頁、他。

(註17) 黒田清隆上奏文の一部「……女學の設け人材を教育するの根本にして欠く可らざるの具なり北海道の如きは後來必ず此の鑿を設け人材教育の基を立てざる可らず故に今幼稚の女子を撰み欧米の國に留學せしめんことを欲す……以下略」(櫻井、前掲書一七頁、吉田昇「明治以降に於ける女子教育論の変遷」―野間教育研究所紀要第一輯、一四〇頁)

(註18) 五少女とは次の人々である。吉益亮子(十五才)、山川捨松(十二才―後の大山巖元帥夫人)、上田貞子(十才―後の上田敏の母)、永井繁子(九才―後の瓜生外吉海軍大將夫人)、津田梅子(八才―後の津田塾創立者)等で、この五名のみが留學に應募したのである。



(註19) 明治六年、学監ダヴキット・モルレー申報——文部省第一  
年報(明治六年)、及び明治文化全集第十卷教育篇一二七  
—一三二頁

(註20) 文部省第一年報中東京女学校報告記事中、一七四頁裏

(註21) 第一及び第二年報に於ける数字統計は、各府縣報告の不  
正確な爲に十分な信頼度はないが、之以外に公式の統計数が  
ないので、一應そのまま用いた。

(註22) 「能登ハ一般就学ノ者少ナキノミナラス女生ハ甚タ僅々  
ニシテ或ハ教場一女生ノアラサルモアリ」(第二年報中の  
督学局報告)「郡村ノ尋常小学校ハ絶テ女子ノ入校セサルモ  
ノアリ」(第三年報—和歌山縣学事報告)「生徒ノ内女兒ハ  
甚タ僅少ニシテ学令中不就学ノ者女子十ニシテ八九ニ居ル」  
(第三年報—宮城縣学事報告)又第六年報中、青森縣学事報  
告によれば女子の就学率は実に三・九%に過ぎない。

(註23) 「一般世人の教育に対する無理解は屢々報告されている  
が、第二年報中二、三の例を挙げれば、「猶頑固ノ説ヲ唱フ  
ルモノアリ故ニ過半立校スレトモ進歩ノ運未タ十分ニ至ラ  
ス」(滋賀縣)、「民情兎角旧習ニ固着シ教則施行以來動モ  
スレハ議論沸騰ス……」(茨城縣)、「学事着手ノ初ニ於ル  
ヤ人民未タ学ノ何物タルヲ知ラス厭忌スル者十ノ八九ナリ……」  
(浜松縣)、「当地ノ儀ハ北陸ノ辺境ニシテ人民学問ノ  
何タルヲ知ラス加フルニ種々生徒就学ノ妨害ヲナスモノ少ナ  
カラス」(酒田縣)他にも同様な無理解の例が多数報告さ  
れてゐる。

(註24) 「……女子就学ノ寥々タルハ單ニ人民ノ矇昧ニシテ教育  
ノ何物タル事ヲ弁知セサルノミナラス或ハ学則ノ民情ニ適切  
ナラサルニ因ルモ亦未タ知ル可ラサルナリ何トナレハ某地ニ  
於テハ父母ノ其女子ヲ男女混坐ノ学校ニ入ルル事ヲ嫌ヒ某村  
ニ於テハ小学教則中ニ裁縫ノ課目ナキヲ以テ……寧ロ父母ノ  
傍ニアリテ裁縫等ヲ学ハシムルニ如カスト云ヘル如キ者アリ  
……」(第五年報中文部少輔神田孝平の学区巡視功程、秋田  
縣の報告文の一部)

(註25) 「男女混同一校ニ教授スルヲ以テ女子稍長スレハ退学ス  
ルモノ多シ」(第四年報—宮城縣学事報告)、同様の報告は  
第六年報福島縣にもある。

(註26) 貧困子女の就学を促す爲、屢々各府縣に於ては授業料そ  
の他の学費免除や学用品の給與が工夫されて、子守その他の  
労役の合間就学出来る方策が樹てられ又は計画された。(例  
第二年報中、東京、神奈川、京都、石川、岩手、筑摩の各府  
縣の報告)又堺縣にては子守学校の設立さえ計画された。  
(第三年報)

(註27) 第五年報—山梨縣学事報告

(註28) 第六年報

(註29) 第三年報—東京府学事報告

(註30) 新川縣学規(第三年報)、山形縣小学教則(第四年報)  
広島縣、大分縣、新潟縣(以上第六年報)等に於て、それ  
ぞれ小学に於いて裁縫以外にも学科目の男女別があることが  
報告されている。又石川縣では女兒に対し第一級読物中の史

略（支那及西洋の部）を除き、代りに女大学、女のとしを指定した。（第七年報）

（註31） 第四年報—新潟縣學事報告

（註32） 第五年報—静岡縣學事報告

（註33） 第五年報

（註34） 第七年報

（註35） 京都、栃木、堺等比較的女子教育の熱心な女学校に於いてそれ／＼「烈女傳」が用いられ（何れも第四年報）又石川縣女学校に於ては「女大学」「女のとし」が用いられた

（第七年報）

（註36） 第二年報—静岡縣學事報告

（註37） 同右—長崎縣學事報告

（註38） 第三年報—督學局巡視功程

（註39・40・41・42） 東京女子高等師範学校六十年史、二四頁、三二—三頁、三五頁、二五頁、二四頁

（註43） 文部省第二年報附録、五校の中東京の小学講習所に於ける女生徒六七名を除いては各校それ／＼、二名の女生徒に過ぎない。

（註44） 文部省第六及び第七年報附録の一覽表による。修業年限一ヶ月というのは近江の長浜講習所（第七年報）である。

（註45） 「香川郡高松女子師範学校ハ其実稍高等ナル女子小学タルニ過キス……出校ノ後教授ニ從事セシムルハ其人々ニ望ミカタキ所アリ」（第六年報—愛媛縣學事報告）

（註46） 第七年報—愛媛縣學事報告—但し廢校の理由を本年報で

は、卒業年令が大体婚期に相当する爲、教務に従事する者甚だ少く、單なる「一個人ノ學識ヲ付與スル女学校ニ過」ぎない爲、縣費を本校に充當するのは不當であると云つてゐる。

（註47） 明治十二年頃の岐阜縣に於ける女子師範科と普通女学校（下等小学卒業程度で入学）の学科課程を比較するに、前者では、史學、數學、文學、物理、小学教科書、習字、口授、女紅、唱歌、画學、授業法、教育書、体操等が教授されるに對し、後者では習字、作文、算術、講読、口授、女紅、諸禮唱歌、体操となつてゐる。（第七年報—岐阜縣學事報告）

（註48） 明治九年東京府師範学校に於ける女生徒の学科目は、男子小学師範科課程中、經濟學、論理學及び記簿法を除き、代りに家事經理法、手藝（裁縫紡績機織）が課せられた。又石川縣に於ても、女子師範生は男師生の教則中、博物、化學、經濟學を除き、代りに教育法、治家學及び手藝が課されてゐた。（以上共に第四年報）

（註49） 土屋忠雄「女子教育の歴史」—教育文化史大系V一三〇—一頁

（註50） 創立六十年青山師範学校沿革史三二—四頁

（註51） 中学校及び外國語学校の區別は些か便宜的なものであり、「學制」中では学校は小学、中学、大学の三等級に分れてゐるだけである。従つて私立校等の場合は屢々その區別が混亂し、時には同一校でも年によつて中学の部に入れたり、又は外國語学校の部に入れたりしてゐるので、統計數字は正確を期しがたく、たゞ一應の概數として各年報より抽出した

に過ぎない。

(註52) 明治七年修猷館に一名の女生徒が存在したという報告

(第二年報) については詳細は不明である。又今日存在の修猷館についてはその沿革史によると、同校は藩学として天明三年創建されたが、明治四年十月廢藩置縣と共に一旦廢校されて居り、明治八年以降同校関係者達により、次々と一種の政治結社が創られたが必ずしも直接教育事業をなしたのではなく、「修猷館」自体の再興は明治十八年となつて居る。故に文部省第二年報記載の修猷館に就いては真相は不明である。

又第三年報以降中学校欄にその名前は見えない。たゞ第三年報外國語学校欄中女子(一名)を入学させた唯一のものとして福岡の英語学校が報告されているので或は同一校ではないかとも考えられるが確証はない。

(註53) 第一年報中東京女学校の創設を報じて「……此挙ヲ以テ女子学校ノ模範タラン事ヲ期スルニ在ルナリ」と述べて居る。

(註54) 明治十二年高松女子師範を卒業後教師になる者少く單なる普通の女学校に過ぎぬ故とて廢校した際、縣当局は次の如く述べて居る。「……將來女子教育ノ途ハ各地往々上等小学ノ設ケアレハ人ノ妻タリ母タルノ心得ニ至テハ此ニ学ヒテ充

分ナル者アラン」——第七年報

(註55) 文部省年報によつて、女子をも入学させた私立専門学校数をみると、十年に一三校(女生徒計一二六名)、十一年には五校(女生徒計五九名)、十二年二二校(女生徒二一〇

名)となつて居る。(第五・六・七年報)

(註56) 文部省第三年報—督学局巡視功程、及び「京都府教育史上、第二節英女学校と女紅場」参照

(註57) 第七年報—大阪府学事報告

(註58) 青山師範学校沿革史中、明治十年の通則による。又文部省第四年報にも給費額の報告がある。

(註59) 第六年報—茨城縣学事報告

(註60) 第一年報—東京女学校報告

(註61) 女子教育の奨励も國策の爲であつたといふことは、女子教育振興提唱者たる森有礼自身が後に女子教育について説示した次の言葉に如実に現れて居る。「國家富強の根本は教育に在り、教育の根本は女子教育に在り、……今國家の爲に要する女子教育の精神を言顯はさんか爲に想像の例を挙げんに、

母か孩兒を養育する図、子を教ふる図、丁年に達して軍隊に入るの前母に別る図、國難に際して勇戦する図、戦死の報告母に達する図等の額面七、八枚を教場に掲ぐることは是なり、

女子教育の精神は此度に達せしめざるへからず」——日本教育資料書、第五輯、七三頁、及び櫻井役、前掲書、七六頁。

(註62・63) 第四年報—督学局学区巡視功程

——本学助教授・教育史——